

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

平成18年1月
海事局 安全基準課
検査測度課
船員労働環境課

1. 背景

(1) 平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生後、国際海事機関(以下「IMO」という。)において、船舶及び港湾施設の保安の確保を目的とした「1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS条約」という。)附屬書」の改正及び「船舶及び港湾施設の保安のための国際コード(以下「ISPSコード」という。)」の策定が行われた。

これを受け、国際航海日本船舶に対し、自己警備としての保安措置の実施を義務付ける「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)」が平成16年7月に施行されたところである。

(2) SOLAS条約第XI-2章及びISPSコード(以下「ISPSコード等」という。)の適用を判断する総トン数については、原則として「1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約(以下「トン数条約」という。)」に基づき測度された総トン数(以下「国際総トン数」という。)であるが、一定の現存船について、トン数条約が発効する以前に効力を有していた各締約国の国内トン数測度規則に基づき測度された総トン数を、当該船舶の総トン数とすることを認める経過措置を規定することが認められている。

しかしながら、その経過措置を規定するかどうかについては各締約国の判断に委ねられており、各締約国により様々である。(我が国においては、一定の現存船について「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成16年国土交通省令第59号。以下「規則」という。)」附則において所要の経過措置を規定している。)

(3) この様な状況を是正すべく、平成17年5月にIMOで開催された第80回海上安全委員会において、平成20年7月1日から、建造年月日に関わらず国際総トン数でISPSコード等の適用を判断すること等が合意された。

この合意を履行するため、規則に定める総トン数に関する経過措置の廃止等の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

- (1) 規則附則第4条で規定されている現存船の総トン数の経過措置を削除する。
- (2) 改正前の規則附則第4条で規定されている現存船の総トン数について、平成20年6月30日までは、なお従前の例によることができるよう措置する等必要な経過措置を講じる。

3. スケジュール(予定)

公布日・施行日 平成18年1月中旬